

沖縄県警察電話の運営に関する訓令

発出月日：平成15年3月17日

文書番号：沖縄県警察本部訓令2

公表範囲：概要

改正 前略・・・平成19.7訓令19

この訓令は、警察電話要則(平成14年警察庁訓令第13号。以下「要則」という。)に基づく警察電話及び警察本部長名義の一般電話(加入電話、携帯電話、衛星電話、船舶電話その他の通信機器(無線機器を除く。)(以下「一般電話」という。))並びに全国警察電話番号簿(以下「番号簿」という。)の適正かつ能率的な運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。